

官報

号外 昭和三十三年五月六日

○第二十六回 参議院會議録第三十一号

昭和三十三年五月六日(月曜日)午前十一時二十九分開議

議事日程 第三十号

昭和三十三年五月六日

午前十時開議

第一 日本国とノールウェーとの

間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件

(委員長報告)

第二 所得に対する租税に関する

二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補正議定書の締結について承認を求めるの件

(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 御報告いたします。

去る三月十五日、本院において議決いたしました原水爆の禁止に関する決議は、議長から岸外務大臣に対し、国際連合及び関係各国へ伝達方を依頼いたしましたところ、本日、外務大臣から議長あて、国際連合、ソ連政府、米政府及び英政府に伝達した旨及びこれに対しそれぞれ回答があった旨の通知に接しました。

なお、米政府、英政府及びソ連政府からの回答並びに右決議文伝達とその後の経過概要を参考として送付して参りました。その内容につきましては、公報をもってお知らせいたします。

その他諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る四月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同 地方行政委員

同 大蔵委員

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

大蔵委員

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

国固有財産法の一部を改正する法律案

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)

同日内閣から、衆議院議員岡田直君を

日本国とポーランド人民共和国との間の

国交回復に関する協定の批准書交換

のための特派大使に任命致したいので

外務公務員法第八條第三項の規定により

本院の議決を求める旨の要求書を受

領した。

同日本国は、国土開発興業自動車道建

設審議会委員に青木一男君、伊能繁次

郎君、岩沢忠恭君、羽生三七君、村上義

一君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本国は、衆議院議員岡田直君を日

本国とポーランド人民共和国との間の

国交回復に関する協定の批准書交換の

ための特派大使に任命することができ

ると議決した旨内閣に通知した。

去る四月二十七日議長において、左の

常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同 大蔵委員

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同日議長は、さきに受領したポーランド人民共和国議長チエスロー・ウイセック氏からの電報に対し、同議長宛、左の謝電を送った。

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定が、貴国国家会議により批准せられた機会に際し、閣下より御丁寧な御挨拶を頂き感謝しております。

両国の国交が回復せられたことにより、相互の理解と友好関係が一層深められ、これによって両国の共通の目的である世界平和の確立に貢献し得ることを念願いたします。

今後益々貴国が繁栄、発展せられることを衷心よりお祈りいたします。

去る四月二十六日郵政省郵務局長事務取扱千葉三男君は同局長事務取扱を免ぜられたので、政府委員は自然消滅となった。

去る一日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

郵政省郵務局長 松井 一郎君
外務省欧亜局長 金山 政英君
去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 三浦 義男君
商工委員 西田 隆男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員 西田 隆男君
商工委員 三浦 義男君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から、左記参議院議員の餉料増給安定審議会委員としての任期は、六月十四日満了となるので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

秋山 長造
木島 虎藏
田中 啓一

同日内閣から、左記参議院議員の渾田単作地帯農業改良促進対策審議会委員としての任期は、本月十三日満了となるので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

雨森 常夫
清澤 俊英
佐藤清一郎

同日内閣から、左記参議院議員の海岸砂地地帯農業改良促進対策審議会委員としての任期は、六月五日満了となるので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

上林 忠次
川口爲之助
鈴木 一

同日内閣から、左記参議院議員の畑地農業改良促進対策審議会委員としての任期は、八月十二日満了となるので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

重政 庸徳
田畑 金光
北條 雋八

同日内閣から、左記参議院議員の積雪

寒冷単作地帯振興対策審議会委員としての任期は、六月二十八日満了となるので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

小笠原三男
白井 勇
関根 久蔵

同日内閣総理大臣から議長宛、郵政省郵務局長松井一郎君外一名(去る一日議長承認のとおり)を第二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、お語りいたします。
岡崎眞一君から、海外旅行のため会期中、請假の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

議長(松野鶴平君) 日程第一、日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるとの件
日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補正議定書の締結について承認を求めるとの件

以上、両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長笹森順造君。

審査報告書

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるとの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月三十日

外務委員長 笹森 順造

参議院議長松野鶴平君

多数意見者署名

永野 護 杉原 荒太
野村吉三郎 黒川 武雄
津島 壽一 梶原 茂嘉
石黒 忠篤 海野 三朗
森 元治郎 加藤シヅエ
佐野 廣 曾根 益
吉田 法晴

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、わが国とノールウェーとの間の通商航海関係を規律するもので、戦後サンフランシスコ平和条約第十二条の規定に基づいて暫定的に規律されていた両国間の通商航海関係は、この条約によつてはじめて安定した基礎の上におかれることになり、両国間の友好関係及び経済交流に資するところが大きいと考えられるので、本件承認を妥当と認める。

二、費用
別に費用を要しない。

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるとの件

右

国会に提出する。

昭和三十三年三月二十八日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるとの件

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約

日本国政府及びノールウェー王国政府は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、かつ、両国の国民の間の貿易上及び通商上の関係を促進することを希望して、無条件に与えられる最惠国待遇及び内国民待遇の原則を一般的に基礎とする通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

日本国外務大臣 岸信介

ノールウェー王国政府

ノールウェー外務大臣

ハルヴァルド・ラング

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域に当該他方の締約国の法令の規定に従つて入ることを許され、かつ、その入国に關するすべての事項について最惠国待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、滞在、旅行及び居住に關するすべての事項について、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。ただし、この待遇を受けるに當つては、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の特別の法令に従わなければならない。

第二条

(a) 調査研究、自由職業の遂行及び商業、工業、金融業その他の事業活動に關するすべての事項に關して、最惠国待遇を与えられる。

(b) 身体の保護及び保障に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

(c) 不動産の取得、所有、賃借、占有及び使用に關して、相互主義に基いて最惠国待遇を与えられる。

(d) 動産の取得、所有、賃借及び占有に關し、並びにすべての種類の財産の処分に關して、最惠国待遇を与えられる。

(e) 自己の権利の行使及び擁護についてすべての審級の裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申

立てする権利に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

(f) 平時及び戦時においてすべての強制軍事服役及びその代りに課されるすべての金銭的負担を免除され、並びにすべての強制公債、軍事取立金、軍用徴発又は強制宿營に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。また、

(g) 他方の締約国及び第三国の国民に課される租税、手数料その他の課徴金と異なるか、又はそれより高いいかなる種類の租税、手数料その他の課徴金も課されることはない。

第三条

1 いずれか一方の締約国の法令に従つて組織され、かつ、その領域内に住所を有する商業、工業又は金融業の会社及び組合(海運業又は保険業の会社及び組合を含む。以下「会社」という。)は、他方の締約国の領域内において、当該一方の締約国の会社とみなされる。

2 前条の規定は、適用しうる範圍内で会社にも適用する。

第四条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、その財産の保護に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 いずれか一方の締約国の国民及び会社の住居、事務所、倉庫、工場、店舗その他の建造物で他方の締約国の領域内に所在し、かつ、合法的な目的のために使用されるものは、不法な侵入及び妨害を受ける

けないものとする。これらの建造物及びその中にある物件について必要がある場合に行う当局の搜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周到な考慮を払い、法令に従つてのみ行ふものとする。

第五条

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域内において第三国が領事官を置くことを認められる港、都市その他の場所又は両締約国が合意する他の場所に領事官を置く権利を有する。

2 いずれの一方の締約国の領事官も、相互主義に基き、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の領域内で職務を遂行する領事官の権利、権限、名譽、特權、免除及び除外に關して、いかなる第三国の領事官に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第六条

1 いずれか一方の締約国の国民が他方の締約国の領域内で死亡した場合に、当該他方の締約国の当局は、現行の手續に従つて実行可能な限度において、及び通常入手可能な情報の範圍内で、もよりの地にあるその死亡者の所属国の権限がある領事官に通告するようあらゆる努力を払ふものとする。当該死亡者がその死亡地の国の領域内に既に既知の相続人又は遺言執行者を残さなかつた場合には、権限がある領事官は、死亡地の国の領域内で、その国の法令に定める手續に従つて死亡者の相続人を代理

する権利を有する。その領事官は、相続財産が所在する領域の国の法令に反し、又は矛盾しない限り、その相続財産の正当な管理及び清算に必要なすべての手續及び行為を行ふことができる。この条のいかなる規定も、当該死亡者の財産が所在する領域の国の裁判所の管轄権を害するものと解してはならない。

2 前項の規定は、いずれか一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内に財産を有するものが、その領域内に既に既知の相続人又は遺言執行者を残さないでその領域外で死亡した場合についても、適用する。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国の産品及び他方の締約国の領域への輸出に向けられる産品に對して、輸出若しくは輸入に對し若しくはこれに關連して課税され、又は輸出品若しくは輸入品のための支払手段の國際的移転に對して課税されるすべての種類の關稅及び課徴金、当該關稅及び課徴金の賦課の方法並びに輸出及び輸入に關連するすべての規則及び手續に關して、最惠国待遇を与える。

2 いずれの一方の締約国の産品も、他方の締約国の領域内において、国内における課税、販売、分配、保管及び使用に影響があるすべての事項に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

第八条

1 いずれの一方の締約国も、貿易又は為替の制限を、他方の締約国

の国民及び会社の商業上又は經濟上の利益に對して不必要に有害な又はみだりに差別的な方法で行つてはならない。

2 さらに、いずれの一方の締約国も、為替制限を、自国の領域への及びその領域からの旅客及び貨物の輸送に他方の締約国の商船が参加することを妨げるよりな方法で行つてはならない。

第九条

1 各締約国は、次のことを約束する。

(a) 自國政府が所有し、又は支配する企業及びその領域内で排他的の又は特別の特權を与えられた独占企業又は機關が、他方の締約国の通商又は航海に影響を与え、輸出又は輸入を伴う販売又は購入を、商業的考慮(價格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の条件に關する考慮をいう。)に従つてのみ行ふべきこと。

(b) 当該他方の締約国の国民及び会社が、当該商品の前記の販売若しくは購入又は輸送に参加するため競争する適当な機会を通常の商慣行に従つて与えられるべきこと。

第十条

2 各締約国は、他方の締約国の国民及び会社に対し、政府による商品の購入及び特權の賦予その他の政府による契約に關し、第三国の国民及び会社に与える待遇と比べて公正かつ衡平な待遇を与えなければならない。

いづれか一方の締約国の國旗を掲

ける船舶で、国籍の証明のため当該締約国の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

第十一条

1 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の船舶と均等の条件で、外国との間における通商及び航海のため開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともに入ることができ、これらの船舶は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関して内国民待遇及び最恵国待遇を享受される。この待遇は、係留場所の割当及び積卸の施設その他すべての種類の便益に關し、並びに政府、公共機関、特許業者及びいずれかの種類の企業の名において又はそれらの利益のために課されるすべての種類の課徴金に關して、与えられるものとする。

2 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができ、すべての貨物及び人を輸送する権利に關して、当該他方の締約国によつて内国民待遇及び最恵国待遇を享受される。これらの貨物及び人は、関税その他すべての課徴金及び手数料、奨励金及び関税の払いもどしその他この種の特権並びに税関事務に關して、当該他方の締約国の商船で輸送される。

同様の貨物及び人が与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受される。

第十二条

1 両締約国の沿岸貿易は、この条約の規定の適用から除外され、各締約国の法令に従つて規制される。もつとも、各締約国は、相互主義に基き限り外国の船舶に沿岸貿易を許すことができる。

2 いずれか一方の締約国の領域内の二以上の輸入港向けの貨物及び旅客を外国で積載した他方の締約国の船舶は、常に仕向国の法令に従い、それらの港の一でその貨物及び旅客の一部を陸揚し、さらに、他の仕向港まで航海を続けてその港で残りの積荷及び旅客を陸揚することができ、同様の方法及び条件により、いずれの一方の締約国の船舶も、外国向けの航海のため他方の締約国の二以上の港で貨物及び旅客を積載することができ、

第十三条

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶に対し、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、同様の場合に自国の船舶に与える同一の援助、保護及び免除を与えるものとする。それらの船舶から救い上げられた物品は、すべての関税を免除される。ただし、それらの物品が国内消費のため搬入された場合には、所定の関税を支払わなければならない。

2 いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し、又は

は難破した場合には、当該他方の締約国の当局は、もよりの地にある船舶所屬国の権限がある領事官にそれを通告するものとする。

第十四条

いづれか一方の締約国の商船が他方の締約国の領水内にある間にその船員がその商船から脱出した場合には、当該他方の締約国の当局は、当該船舶者の逮捕、拘禁及び同船への引渡のため同船の所屬国の権限がある領事官が要請し、かつ、生ずべき経費の償還について保証が与えられることを条件として、法令の範囲内で、その当局の権限内にあることができる限りの援助を与えなければならない。ただし、この条の規定は、その脱出が行われた国の国民である船員には、適用しない。

第十五条

いづれ一方の締約国の権限がある領事官も、他方の締約国の領域内において、自国の商船内の秩序を維持し、及び船長と乗組員との間の紛争（賃金及び労務契約に關する紛争を含む）を裁定するための措置を執ることができ、もつとも、当該他方の締約国の当局は、次の場合には、自国の領水内における同船内の秩序のびん乱又は犯罪に対し、管轄権を行使することができる。

(a) 同当局が、その秩序のびん乱又は犯罪を、船舶外の平和及び秩序に影響を及ぼすおそれがある性質のものであると認める場合

(b) 船長若しくは乗組員以外の者又は当該他方の締約国の国籍を有する者が、その秩序のびん乱又は犯罪に關与している場合

(c) その犯罪が、関税、公衆衛生又は海上における人命の安全に關する当該他方の締約国の法令に關係がある場合

(d) その犯罪が重大な犯罪を構成する場合

第十六条

1 この条約の規定は、各締約国が、次の事項に關する措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 公共の安全若しくは国防又は國際の平和及び安全の維持。ただし、第二条(f)の規定を害してはならない。

(b) 武器、弾薬及び軍需品の取引

(c) 公衆衛生の保護並びに病氣、害虫及び寄生物に対する動植物の保護

(d) 金又は銀の貿易

2 第二条(g)の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基き、又は二重課税の防止若しくは歳入の相互的保護のための協定に基き、租税に關する特別の利益を与える権利を留保する。

3 第七条1の規定は、いづれか一方の締約国が与える次の特別の利益には適用しない。

(a) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える特別の利益

(b) 当該一方の締約国が加盟国となる關稅同盟又は構成地域となる自由貿易地域の構成国に与える特別の利益。ただし、その利益が関税及び貿易に關する一般協定の規定に従つて与えられることを条件とする。

(c) 内國漁業の產品に与える特別の利益

第十七条

1 「内國民待遇」とは、一締約国の領域内において、当該締約国のそれぞれ國民、会社、產品、船舶その他の対象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でない条件で与えられる待遇をいう。

2 「最惠國待遇」とは、一締約国の領域内において、第三国のそれぞれ國民、会社、產品、船舶その他の対象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でない条件で与えられる待遇をいう。

第十八条

1 各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に關する事項について行方入入れに対し、好意的考慮を払い、かつ、その申入れに關する協議のため適當な機会を与えなければならない。

2 この条約の解釈又は適用に關する兩締約國間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、兩締約國が他の何らかの平和的手段による解決について合意しなかつたときは、國際司法裁判所に付託するものとする。

第十九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにオスローで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日以後一箇月で効力を生ずる。この条約は、五年間効力を有し、その

昭和三十三年五月六日 参議院會議録第三十一号 日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件外一件

五八〇

後は、この条に定めるところにより終了するまで効力を存続する。
3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書による予告を与えることによつて、最初の五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十七年二月二十八日に東京で本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介

ノールウェーのために

ハルヴァルド・ランゲ

鑑定書

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約(以下「条約」という。)に署名するに当り、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受け、さらに、条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 第一条1の規定に関しては、い

ずれの一方の締約国も、旅券及び査証に関するすべての事項を相互主義に基く特別の協定により規制すべきことを要求することができ

2 第二条(a)の規定に関しては、い

ずれの一方の締約国も、鉱業に従事する権利が相互主義に服すべきことを要求することができ

3 条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関して、いかな

る権利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならないと了解される。

4 条約において「領事官」とは、派遣国が領事職務を執行する権限を与えた個人で接受国の当局が認可状、臨時の許可又は他の許可を与えたものをいう。

5 条約中の最惠国待遇の規定は、(a)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基いて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(b)同平和条約第三条に掲げるいづれかの地域に対する行政、立法及び司法に關し同条後段に掲げる事柄が継続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に対して日本国が与える権利及び特権については、適用しない。

6 条約中の最惠国待遇の規定は、ノールウェーがデンマーク、フィ

ンランド、アイスランド及びスウェーデンに対してのみ与えてい

るか、又は与えることができる特別の利益については、適用しない。

7 条約(この鑑定書を含む)のい

かなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定、国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多数

国がそのいづれかの協定の締約国でなくなつた場合には、両締約国は、その時の事情に照らし、貿易、為替又は関税に関する条約の規定について修正を必要とするかどうかを決定するため、直ちに協議を行ふものとすることが了解される。

以上の証拠として、各全権委員は、この鑑定書に署名調印した。

千九百五十七年二月二十八日に東京で本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介

ノールウェーのために

ハルヴァルド・ランゲ

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足鑑定書の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月三十日

外務委員長 笹森 順造

参議院議長 長野 鶴平殿

多数意見者署名

水野 護 杉原 荒太
海野 三朗 野村吉三郎
津島 壽一 梶原 茂嘉
森 元治郎 佐野 廣
曾根 益

一、委員会の決定の理由
この鑑定書は、昭和二十九年四月にワシントンで署名された日米所得税条約を補足し、日本輸出入銀行及びワシントン輸出入銀行がそれぞれ相手国内の源泉から取得する貸付金又は投資の利子に対して、その相手国における課税を免除しようとするもので、この鑑定書の締結により、將來わが国の輸出入銀行が取得する利子について免税される途を開くとともに、ワシントン輸出入銀行が取得する利子を免税することによつて、わが国への投資の促進が期待されるので、本件承認を妥當と認める。

二、費用
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足鑑定書の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和三十三年四月一日

内閣総理大臣 岸 信介

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足鑑定書の締結について承認を求めるの件
この鑑定書は、前記の千九百五十四年四月十六日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を補足する鑑定書を締結することを希望して、よつて、このため、それぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

1 日本輸出入銀行は、合衆国内の源泉から取得する貸付金又は投資の利子について、合衆国の租税を免除される。

2 ワシントン輸出入銀行は、日本国内の源泉から取得する貸付金又は投資の利子について、日本国の租税を免除される。

3 この鑑定書は、その批准又は承認の書面による通告が両政府間で交換された日に効力を生ずるものとし、この鑑定書が効力を生じた翌年の一月一日以後に取得する利子について適用される。

4 この鑑定書は、前記の千九百五十四年四月十六日の条約が存続する限り効力を有する。ただし、一方の政府が他方の政府に対し書面で六箇月の予告による廃棄通告を

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足鑑定書
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
千九百五十四年四月十六日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を補足する鑑定書を締結することを希望して、よつて、このため、それぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

1 日本輸出入銀行は、合衆国内の源泉から取得する貸付金又は投資の利子について、合衆国の租税を免除される。

2 ワシントン輸出入銀行は、日本国内の源泉から取得する貸付金又は投資の利子について、日本国の租税を免除される。

3 この鑑定書は、その批准又は承認の書面による通告が両政府間で交換された日に効力を生ずるものとし、この鑑定書が効力を生じた翌年の一月一日以後に取得する利子について適用される。

4 この鑑定書は、前記の千九百五十四年四月十六日の条約が存続する限り効力を有する。ただし、一方の政府が他方の政府に対し書面で六箇月の予告による廃棄通告を

行ふことにより、前記の条約の終了以前にこの議定書を終了させることを妨げない。

千九百五十七年三月二十三日に東京で、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岸信介

アメリカ合衆国政府のために

ダグラス・マックアーサー・セカンド

〔從森順造君登壇、拍手〕

○從森順造君 たいだいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告いたします。

まず、日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めたの件について申し上げます。

この条約の署名に至るまでの経緯と内容の概要は次の通りであります。すなわち、戦前のわが国とノールウェーとの間の通商航海関係は、明治四十四年の通商航海条約及び特別相互関税条約によって規律されておりましたが、戦後、ノールウェーは同条約を復活させる意向はなく、これにかわる新しい条約の締結を希望する旨、申して参つたのであります。従つて、戦後における両国の通商関係は、サンフランシスコ平和条約第十二条の規定に基いて暫定的に規律されてきたのであります。

が、昭和二十八年以来、両国間で新しい通商航海条約案の折衝が行われ、その結果、本年二月二十八日、本条約の署名が行われたのであります。この条約は、わが国としては、さきに締結せられた日米通商航海条約に次ぐ戦後第二番目の通商条約でありまして、両国間の通商航海関係を規律し、かつこれを促進するため、輸出入貨物に対する最恵国待遇、相手国商船に対する内国民待遇及び最恵国待遇、その他入国、居住等の事項に関する待遇保障などを規定したものであります。政府といたしましては、わが国とノールウェーとの間の通商航海関係は、この条約によつて初めて安定した基礎の上におかれることとなるのみならず、現在、交渉の途上にある他の諸国との通商航海条約の締結交渉にも好影響を与えたことが考えられるとの見解でありました。

委員会においては、その他の諸国との通商航海条約締結交渉の現状と見通し、また、本条約の議定書に書かれてゐるノールウェーと北欧諸国との経済上の特殊関係と本条約との関係等につき質疑があった後、四月三十日、採決を行ひましたところ、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

次に、日米間の所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の補足議定書に關する件は、わが国と米國との間には、昭和二十九年四月に署名された日米わゆる日米所得税条約がありまして、両国間の経済活動及び人的交流の円滑化をはかつておりますが、このたび日本輸出銀行及びワシントン輸出銀行が、それぞれ相手国内の源泉から取得する貸付金または投資の利子に対して、相手国における課税を免除することとするため、右の条約を補足する本議定書が作成されたのであります。

成されたのであります。

政府の説明によりますと、現状においては、日本輸出銀行はアメリカに對して投資を行なつておらず、ワシントン輸出銀行が、主としてわが国の電力会社に対して借款を供与してゐる状態でありまして、この議定書の締結によつて、将来わが方の輸出入銀行が取得する利子について免税される道を開くとともに、本措置により、わが国への投資の促進をはかりたいとのことでありました。

委員会においては、この議定書の内容は、相互的な建前になつてゐるようだが、日本の輸出入銀行が、米國に貸付または投資することは差し当り予想されないが、実体的には片務的約束ではないが、また、むしろ広範な基礎においては、実質的相互免除となるこの種のものが考え得られなかつたかとの点、さらにまた、東南アジア諸国との種協定を結ぶ必要性等についても質問がございました。

委員会は、四月三十日、本件の採決に入り、本件も全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両件の採決をいたします。

両件全部を問題に供します。委員長報告の通り両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。

よつて両件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

成されたのであります。

政府の説明によりますと、現状においては、日本輸出銀行はアメリカに對して投資を行なつておらず、ワシントン輸出銀行が、主としてわが国の電力会社に対して借款を供与してゐる状態でありまして、この議定書の締結によつて、将来わが方の輸出入銀行が取得する利子について免税される道を開くとともに、本措置により、わが国への投資の促進をはかりたいとのことでありました。

委員会においては、この議定書の内容は、相互的な建前になつてゐるようだが、日本の輸出入銀行が、米國に貸付または投資することは差し当り予想されないが、実体的には片務的約束ではないが、また、むしろ広範な基礎においては、実質的相互免除となるこの種のものが考え得られなかつたかとの点、さらにまた、東南アジア諸国との種協定を結ぶ必要性等についても質問がございました。

委員会は、四月三十日、本件の採決に入り、本件も全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両件の採決をいたします。

両件全部を問題に供します。委員長報告の通り両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。

よつて両件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、日程第一 日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件

一、日程第二 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員

森 八三二君 宮城タマヨ君
早川 慎一君 豊田 雅孝君
常岡 一郎君 田村 文吉君
大川 光三君 竹下 豊次君
村上 義一君 廣瀬 久忠君
武藤 常介君 島村 軍次君
北 勝太郎君 鹿島守之助君
石井 桂君 松岡 平市君
加藤 正人君 梶原 茂嘉君
加賀山之雄君 奥 むめお君
堀 末治君 苦地英俊君
近藤 鶴代君 上林 忠次君
河野 謙三君 藤野 繁雄君
西川甚五郎君 谷口弥三郎君
森田 義衛君 杉山 昌作君
石黒 忠篤君 一松 定吉君
本多 市郎君 鶴見 祐輔君

草葉 隆圓君 仲原 善一君
前田佳都男君 松村 秀逸君
手島 榮君 鈴木 万平君
柴田 榮君 西川平治君
斎藤 昇君 雨森 常夫君
三木與吉郎君 田中 啓一君
木島 虎藏君 安井 謙君
関根 久藏君 岩沢 忠恭君
三浦 義男君 宮田 重文君
木内 四郎君 青山 正一君
堀木 謙三君 左藤 義詮君
石原幹市郎君 黒川 武雄君
重宗 雄三君 吉米地義三君
中山 壽彦君 小林 英三君
大野秀次郎君 松平 勇雄君
稻浦 鹿藏君 吉江 勝保君
平島 敏夫君 後藤 義隆君
勝俣 稔君 佐藤清一郎君
西岡 八郎君 宮澤 喜一君
佐野 廣君 青柳 秀夫君
白井 勇君 山本 米治君
大谷 登潤君 寺本 廣作君
古池 信三君 館 哲二君
那 祐一君 西郷吉之助君
小林 武治君 紅露 みつ君
小山邦太郎君 石坂 豊一君
下條 康隆君 野村吉三郎君
笹森 順造君 杉原 荒太君
青木 一男君 江藤 智君
大矢 正君 林田 正治君
中野 文門君 森中 守義君
鈴木 強君 相澤 重明君
占部 秀男君 森 元治郎君
木下 友敬君 平林 剛君
龜田 得治君 秋山 長造君
久保 等君 安部キミ子君
近藤 信一君 千葉 信君
大倉 精一君 竹中 勝男君
田畑 金光君 藤原 道子君

昭和三十三年五月六日 参議院會議録第三十一号

中田 吉雄君	松澤 兼人君
河合 義一君	小笠原三三男君
藤田 進君	島 清君
加藤シツエ君	松本治一郎君
三木 治朗君	江田 三郎君
市川 房枝君	大竹平八郎君
鈴木 壽君	伊藤 顯道君
北條 雋八君	天坊 裕彦君
千田 正君	加瀬 完君
坂本 昭君	阿部 竹松君
椿 繁夫君	阿具根 登君
中村 正雄君	相馬 助治君
小酒井義男君	永岡 光治君
片岡 文重君	重盛 壽治君
羽生 三七君	岡田 宗司君
栗山 良夫君	山下 義信君
棚橋 小虎君	内村 清次君
山田 節男君	

政府委員
外務政務次官 井上 清一君

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し厚紙は二十円)
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五 報課